

## 令和4年 第7回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和4年6月27日(月) 午後1時30分～午後3時15分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (16人)

出席者	1番	宇佐美幸雄	2番	山田 茂	3番	竹内 佳重
	4番	宮口 太郎	5番	森泉壽義雄	6番	井上 豊
	7番	芝崎 篤子	9番	神宮 俊夫	10番	戸塚 勉
	11番	橋本 一男	12番	武井 洋一	13番	田中 正明
	14番	中山 範雄	15番	金井 亮	16番	伏田 再子
	17番	丸山 征二				

4 欠席委員 (1人)

8番 眞砂 幸光

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 安中市登録空家等に付随する農地の指定申請について

日程第 7 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

日程第 8 議案第6号 農用地利用配分計画の意見について

日程第 9 議案第7号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積の設定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	山田 幸則	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	新部 俊之	農地係	眞下 貴光
農業振興係	五十貝 遼		

会議の概要

議長 ただいまから令和4年第7回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は17名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

本日の総会に当たり、8番眞砂幸光委員より欠席届が提出されていますので、ご報告いたします。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、4番宮口太郎委員・13番田中正明委員の両君を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。

令和4年5月25日開催の第6回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係2件、5条関係11件につきましては、令和4年6月16日付で許可書を交付しました。

なお、5条関係1件、〇〇の案件につきましては、県開発許可日に、併せて交付をする予定です。

現況証明の5月分の取扱いについてですが、1件、1筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付しました。

群馬県農業会議の第3回常設審議委員会が6月16日に前橋市のJAビルで開催され、丸山会長が出席しました。

また、令和4年第2回安中市議会定例会が6月6日から6月20日の間開催されました。一覧のとおり報告が5件、議案が4件提出され、議案の全てが採択されました。

報告は以上となります。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題といたします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和4年6月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページ記載の5件です。受理し

た申請書は農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いいたします。

4番。

4番委員 4番です。議案第1号、農地法第3条関係の1番と4番の2件でございます。最初に、1番でございますが、この受け人も会社を定年退職し、うちの畑を一生懸命耕している状態でございます。贈与ということで、受け人のうちのすぐ近くの畑でございますので、何ら問題ないと考えていますので、よろしく願いをいたします。

また、4番につきましても、やはり受け人も定年になり、いろんな野菜を作り、一生懸命畑を起こしているような状態でございます。売買ということでございますが、問題のない案件だと考えていますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

以上です。

議長 ほかにありますか。

3番。

3番委員 3番です。3条関係の5番です。これについては、受け人については、長くいろいろとこの土地について耕作しておりまして、ほかの土地については問題ないと思われまます。皆さんの審議をお願いします。

議長 ほかにありますか。

6番。

6番委員 6番。第1号、3条の2番ですけれども、この案件は4月に許可されている案件でございます。名前が今度は、これは兄弟関係で、今度の申請者が兄さんということで、同じ条件でございます。別段問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 ほかにありますか。

10番。

10番委員 第1号議案、第3条の規定による3番でございますが、〇〇の〇〇で、譲渡人が〇〇さん、〇〇の方で、ちょっと遠路のため、耕作できていないのだと思います。次の〇〇さん、高齢のため、〇〇に入所されており、耕作不能のため売

買は妥当でございますので、よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 それでは、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りいたします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要性が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番及び2番の2件、2班に3番及び4番の2件、3班に5番の1件、以上5件を付託いたします。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題といたします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和4年6月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、6月21日に実施された申請地面積1,000平米以上及び営農型太陽光発電用地関係の現地調査の結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告をさせていただきます。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書2ページ記載の6件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いいたします。

3番。

3番委員 3番です。議案2号、4条関係の6番を説明させていただきます。この土地なのですが、建て替えに当たり、ちょっと調べてきたところ、農用地がなっていたところで判明した。この土地は昔、本人の親、牛を飼っていたため、恐らく

その敷地内はそれを改良して、そのまま庭用地に使ったと、こういういきさつがあると思います。ほかの土地については、周りが宅地なので、一応問題ないと思われませんが、よろしくをお願いします。

議 長 ほかに意見のある方はお願いします。

9 番。

9 番委員 9 番です。農地法第 4 条のナンバー 3、4、5 について、〇〇、あと〇〇なのですけれども、現場確認したところ、ほとんど道から進めないような状態で、山林化が著しく、農地転用には問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかにありますか。

10 番。

10 番委員 議案第 2 号、農地法 4 条の 2 番でございますが、先日 21 日に現地確認の上、申請地を確認いたしました。太陽光発電設備を設置ということでございます。許可妥当と思っておりますので、ご審議お願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

12 番。

12 番委員 12 番です。議案第 2 号、農地法第 4 条関係の 1 番です。本件につきましては、先月、5 月 25 日の当総会におきまして、登録空家住宅に附随する農地の下限面積の認定の承認ということで申請された、その際に除外されていた農地でございます。当申請地につきましては、空き家住宅の北側に隣接する農地で、以前から車庫、そして農機具小屋として利用されている用地でございました。転入者募集に際しまして、現状に合わせて是正するため、始末書添付で申請されたものでございます。新規に転入する方への配慮のための措置でありまして、特に問題ないと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長 そのほかにある方いらっしゃいますか。

委 員 なし。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りいたします。議案第 2 号については、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に5番及び6番の2件、2班に1番及び2番の2件、3班に3番及び4番の2件、以上合計6件を付託いたします。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題といたします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和4年6月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、6月21日に実施された申請地面積1,000平米以上の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書3ページから5ページ記載の19件、及び議案書6ページ記載の計画変更申請2件の計21件です。受理した申請書は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いいたします。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の1番、10番、15番、16番の4件です。

まず、1番は、土地が三角形の畑で、東は県道で、北が住宅地でありますので、これは問題ないです。

10番です。10番のところは、周りが住宅があって、これも問題ないです。

15番です。これは、北が住宅地、東は道を隔てて共同墓地で、西と南は耕作放棄地で問題ないです。

16番です。これは、隣接する〇〇の増設ということで、2階建てなので問題ないかと思います。審議の参考にしてください。

以上です。

議長 ほかにありますか。

4番。

4番委員 4番です。議案第3号、農地法第5条関係の5番と12番、14番の3件でございます。

最初に、5番でございますが、受け人の住宅の一部の畑でございまして、始末書が出ております。知らずに庭としておりましたのでという案件でございます。問題ないと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、12番につきましては、この案件は〇〇に非常に近い畑でございまして、隣にも、うちが建っており、若い夫婦が住宅を建てるということで問題ないと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、14番の案件につきましては、これから〇〇のほうから13番の案件と関連する〇〇の関係の案件でございまして、一時転用3年ということで、問題ないと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長 ほか。

3番。

3番委員 3番です。議案第3号、5条関係の4番、6番、8番、9番と13番。

初めに、4番から。この土地は、以前宅地が先に建ったのですけれども、そのまま車庫とか、ちょっとしたものに使用して使用したので、始末書が出ていて、ほかのあれには問題ないと思われれます。

それから、6番については、これは親子の関係で、一応娘さんに贈与するというので、この場所については、西、東は宅地になっておりますので、問題ないところであります。

8番については、この場所については、県道のちょうど今この場所については、1軒〇〇があるのですけれども、その西側にうちが1軒あるので、その間に挟まれた土地で、ほかの土地については問題ないと思っております。

それから、9番については、これは自分の親の土地です。この土地をそのままちょっと広げるような形で、まきストーブの販売をするということでしております。この周りの畑については、そんなに高い建物はありませぬので、問題ないと思われれます。

それから、13番については、この場所については、以前〇〇の山林があつて、その隣にある土地でございまして。ここは耕作放棄地も兼ねておりますけれども、この場所については、ほかの農地については問題ないところでありますので、

14番の案件は工事用の車両の置場ということでなっていますので、これについては問題ないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議 長 ほかにありますか。

9番。

9番委員 9番です。議案3号、農地法第5条の關係の7番です。この案件は、前後に宅地があり、特に問題はない案件と思ひます。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番。議案第3号、農地法第5条、18番、19番です。

まず、18番ですけれども、以前住宅用地として購入した土地ですが、建築予定がなくなったということで売却ということだす。周りは住宅に囲まれており、特に問題はないと思われまます。

19番につきましては、〇〇の隣接地だす。〇〇の搬入道路として購入したいということだす。それと、隣接地に住宅が建った場合、子どもの泣き声が一箇中しているということだ、ある程度空間を取りたいということだ7メートル幅、搬入路としてはちょっと広いのだすけれども、7メートル幅で購入したいということらしいだす。その際の条件として、その隣接地に、〇〇に行っている水道管が土地の真ん中を胴切っているということだ、それを端に持って行ってほしいということだ、北側の山沿いに用地を、60センチ幅でかな、水道管伏せ込みの用地を買いたいということだ伺ってあります。特に問題はないと思ひまますので、よろしくお願ひします。

議 長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番だす。農地法第5条の3番目の案件だすが、現地に行ってみますと、この計画は、転用目的、太陽光発電用地ということだ、アプローチのところだ〇〇になってあります。幅員だ大体2メートル前後と狭いコンクリート舗装だ、かなり薄いコンクリート舗装だす。それで、申請地は、休耕になってから何年もたっていて、立ち木も結構ありまして、施工計画書を私は吟味したわけはないのだすけれども、もし重機を入れる場合、鉄板等の養生をしてやらないと、このコンクリート舗装は割れてしまうのではないかなと思ひまます。この西側は現在、水田だきれいに耕作されてありまして、稲作だす。



いずれにしても、地元の〇〇ということで、道はきれいになっているのですが、施工計画書を吟味したわけではないので、何とも言いようがないのですが、施工に当たっては私もチェックしたいと思っております。

皆さん、よく審議していただきたいと思います。

議 長 ほかにありますか。

1 番。

1 番委員 1 番です。議案第 3 号の農地法 5 条関係の申請で 2 番。平成 29 年に太陽光発電用地で農転が決まっておりました。計画変更ということで変更届が出ております。特に問題はないと思いますので、審議の参考をお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

17 番委員 なければ、17 番。

議案 3 号、農地法第 5 条の 11 番になります。こちらの周辺は全て宅地になっており、3 種農地ということもあり、周辺農地への影響はないと考えております。

あともう一件あります。17 番です。こちらも 3 種農地で、親子間の使用権設定なのですが、自分の自宅の裏で、この裏も宅地で、周辺に農地はないので、周辺農地への影響はないと考えられます。審議の参考をお願いいたします。

議 長 ほかにありますでしょうか。

委 員 なし。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りいたします。議案第 3 号については、審査班に審査を付託したいと思っております。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要性が生じた場合は連合審査にしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1 班に 1 番から 6 番の 6 件、併せて計画変更 1 番の計 7 件、2 班に 7 番から 12 番の 6 件、3 班に 13 番から 19 番の 7 件、併せて計画変更 2 番の計 8 件、以上合計 21 件を付託いたします。

これより書類審査のため、暫時休憩といたします。

(休憩午後 2:20)

(書類審査)

(再開午後 2:40)

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法第3条関係の3番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第1号3番の案件申請者から説明を求めます。  
(議案第1号3番申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

3番申請者 皆さん、こんにちは。〇〇、〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

3番申請者 こんにちは。〇〇の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

3番申請者 〇〇、〇〇と申します。事業者さんの書類をつくった会社でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 説明を。

3番申請者 今回は、農地を3か所取得しまして、営農型太陽光発電設備の設置をして、その下でサカキを栽培する予定でございます。サカキの栽培については、今〇〇の〇〇に〇〇さんというサカキ専門の農家さんがいらっしゃいまして、こちらからの資料を仕入れて、あとはご指導もいただいて、それで販売も、もしなかなか市場の開拓ができないときには買取りますという、大きい枠組みでさせてもらっています。

社内の生産だとか作業の体制につきましては、こちらに代表の〇〇がいらっしゃいまして、作業につきましては〇〇が責任者ということで作業をする予定でございます。実際は、作業の責任者なのですが、ほかにもいろいろとスタッフの方を業務委託で契約をしまして、去年も安中でも太陽光発電所、営農型ではないものは持っているのですが、その草刈りだとか管理を業務委託で行っています。その人たちと一緒にサカキの栽培を行っていくということで考えております。

大きい流れとすれば、そんなところなのですが。まずはそんなところよろしいでしょうか。

質問がありましたらお願いいたします。

議長 よろしいですか。

3番申請者 はい。

議長 ただいま申請者の説明が終わりました。

質問等のある方はお願いいたします。

2番。

2番委員 2番です。どうもご苦労さまです。

サカキってあまり、割合、私は花を作っているところですけども、キリなら分かるのですけれども、枝物、サカキ、どの程度、どういう感じというのが分からないもので、ちょっと聞きたいのですけれども、まず小さい苗を植えますでしょう。それから、太陽光の下だから、草刈りもしなくてはならない。場所が遠いのですけれども、頻繁的に遠いところから来る。委託と言いましたけれども、これは知り合いで、電話でやってくれというのか、現場の人がそれを確認しながら、伸びたら刈るか、除草剤を撒くか、それはちょっと分からないのですけれども、どういうやり方。

3番申請者 まず、近くに、今回取得する場所の近くに、20か所ぐらい土地を所有してまして、それを回りながら現地、はっきりまだ、では遠隔操作するのか、現地で打ち合わせ、そこまできちんと決めてませんけれども、何というか、常に何回かその場所には行けるような体制は整えていますので、現地を見ながら対応させていただきたいと考えています。

2番委員 なるほど。サカキというのは、何年ぐらいから出荷できる、切り始められるのですか。

3番申請者 資料を添付させてもらっていると思うのですが。

2番委員 概略で良いので。

3番申請者 安定して出荷できるのは8年ぐらい欲しいところですが。本当にいいものを作って売りたい。ホンサカキを作りたい。

2番委員 気候とか、そういうのによっても、畑の状態によっても、伸びる状態が違ってくれば、1年、2年はすぐ、早くなるか遅くなるかありますよね。

3番申請者 はい。

2番委員 それはね。

3番申請者 はい。

2番委員 それまで管理しているわけですね。

3番申請者 おっしゃるとおりでございます。本格的の出荷が8年ですけども、4年目ぐらいからは、ちょこちょこ出荷をして、8年ぐらいからはもう安定して出荷できると、そういう予定でございます。

2番委員 結局期間が、取れるのが8年となると、その間の管理、農業委員とすれば、営

農型だから、最低でもきれいにしてもらわないと困るわけなのです。それで、10年というと、しらばくれて10年後で、あれされると困るので、できればその期間を短めに、一回確認、現場確認ではないのですけれども、してもらったほうがいいかなと思っているのです。

3番申請者 分かりました。

2番委員 ちょっと期間を短くというふうにしたいと思いますので、ひとつよろしく願いします。

では、そういうところで頑張ってください。

3番申請者 ありがとうございます。

議長 ほかにご意見ありますでしょうか。質問。

11番。

11番委員 11番です。どうもご苦労さまです。

畑と田のほうにもサカキを植えるわけですね。

3番申請者 そうです。

11番委員 田んぼにね。

3番申請者 はい。

11番委員 それで、木を植える場合、田の場合は水はけが悪いわけです。それで、サカキとか、木を植えると、根腐れを起こす傾向があると、田んぼは。そういうような対策は考えておりますか。まだ考えておりませんか。

3番申請者 はい。

11番委員 これは、サカキというと、何でもそうなのだけれども、田に木を植えたり何かする場合は、2年か3年たつと必ず根腐れです、水はけが悪いから。起きる傾向がある。だから、普通は、田には木は植えないというのが私なんかの考えなのだけれども、それを対策をやらないと、必ず根腐れが起きるから、そういうことにつけて、よく考えてやっていただきたい。そうではないと、ただ植えただけで済んでしまうから。畑の場合は、水はけがいいからいいのですけれども、田の場合については、そういうことを考えてやっていただきたいと。よろしく。

3番申請者 はい。ご指導ありがとうございます。

議長 ほかにありますか。

10番。

10番委員 私は、ちょっとお聞きしたいのですけれども、この申請地の設置するパネルの向きがどっち側になるのか。

3番申請者 南側にできています。

10番委員 南。

3番申請者 はい。

10番委員 南向きになるのね。そうすると、西側にある、〇〇さんといううちがあるのですけれども、そっちのほうには向かない。

3番申請者 ごめんなさい。どちらの場所のことになるでしょうか。

10番委員 北側か。

議 長 どの土地の案件ですかという質問です。

10番委員 〇〇かな。

その辺に迷惑はかからないですか、住宅。

3番申請者 それは、太陽の光については、南側を向けますので、住宅に当たるということはないです。さらに、この南側は、結構木が生えているので。

10番委員 そうなのだ。

3番申請者 一段高くなっているのが〇〇さんの家。

10番委員 そっち向いている。直接ね、住宅には関係ない。

3番申請者 なので、そこは大丈夫です。あと、2m以上のところにパネルがありますから、その辺は一般的な太陽光発電設備よりは、影響が少ないと思います。ありがとうございます。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

どうもご苦労さまでした。

3番申請者 どうもありがとうございました。

(議案第1号3番申請者退出)

議 長 それでは、ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩といたします。

(休憩午後 2:49)

(意見取りまとめ)

(再開午後 2:50)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査結果について、審査班からの報告を求めます。

1班。

- 1 班班長 1 2 番です。1 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、1 番と 2 番の 2 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
- 議 長 2 班。
- 2 班班長 2 番です。2 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、3 番、4 番の 2 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。
- 議 長 3 班。
- 3 班班長 3 番です。3 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は 5 番の 1 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。
- 議 長 報告が終わりました。  
これより議案第 1 号に対する質疑を行います。
- 委 員 なし。
- 議 長 なければ質疑を打ち切ります。  
これより議案第 1 号に対する採決を行います。  
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
- 委 員 挙手全員。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。  
次に、議案第 2 号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。  
1 班。
- 1 班班長 1 2 番です。1 班に付託された議案第 2 号、農地法第 4 条関係は、5 番と 6 番の 2 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
- 議 長 2 班。
- 2 班班長 2 番です。2 班に付託された議案第 2 号、農地法第 4 条の関係は、1 番と 2 番

の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

なお、2番の案件は、10年の申請になってはいますが、3年でお願いしたいと思います。

以上です。

議 長 3班。

3班班長 3番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、3番と4番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 12番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番から6番の6件です。及び計画変更の1番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

ただし、3番につきましては、15番委員から意見がございましたとおり、太陽光設備の資材運搬の際に、そこに至る道路の状況が非常に心配なところがありますので、資材運搬等に当たって、道路に支障のないように、また周辺に支障のないように工事を進めるよう要望させていただきます。

以上です。

議 長 2班。

2班班長 2番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、7番から12番の6件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 3番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、13番から19番の7件です。及び計画変更1番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第4号、安中市登録空家等に付随する農地の指定申請についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について。

農地法第3条第2項第5号の規定により定める別段の面積の設定について、農業委員会の承認を求める。

令和4年6月27日、安中市農業委員会会長丸山征二。

農地取得下限面積（別段の面積）。農地法施行規則第17条第2項の適用について。区域、安中市下間仁田字日向858-1ほか1筆。下限面積を1アールとします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。



議長 説明が終わりました。  
本案について質問等がありましたらお願いします。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
お諮りします。本案について農地の指定をすることに賛成の諸君の挙手を求め  
ます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第4号、安中市登録空家等に付随する農地の指定申請については、  
原案のとおり農地の指定をすることに決定いたしました。  
次に、日程第7、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とし  
ます。  
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地  
利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願  
いたい。  
令和4年6月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。  
農用地利用集積計画は、議案書8ページ記載の13件です。農業経営基盤強化  
促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
本案について質問等ありましたらお願いします。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
お諮りいたします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第5号、農用地利用集積計画の承認については原案のとおり承認  
し、市長へ送付することに決定いたしました。  
次に、日程第8、議案第6号、農用地利用配分計画の意見についてを議題とし  
ます。  
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について、安中市長より下記のとおり提出され意見を求められたので、審議願いたい。

令和4年6月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用配分計画（案）は、議案書9ページ記載の1件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等ありましたらお願いします。

なければ質疑を打ち切ります。

15番。

15番委員 15番です。この該当する個人名を言うとなれなのですけれども、現在この団体は、〇〇とほかの物件で係争中です。裁判しているのです。詳しくは申し上げられませんが、そういう団体でございます。ですから、よくよく注意して審議していただきたいと思います。〇〇が訴えられていると思います。

議長 ほかにありますか。

ただいま委員から意見がありましたのでお含みおきください。

議長 ほかに質問ありますか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手多数。

議長 挙手多数であります。

よって、議案第6号、農用地利用配分計画の意見については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。

次に、日程第9、議案第7号、農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積の設定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号、下限面積（別段の面積）の設定について。「農業委員会の適正な事務実施について」（平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局長通知）が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審

議することとなっております。このため、今年度の下限面積（別段の面積）の設定について、以下のとおり承認願いたい。農地法施行規則第17条第1項の適用について、方針、設定区域は、安中市全域、下限面積（別段の面積）30アールとし変更は行わない。理由、現在の農地基本台帳の資料を基に検討した結果、管内の農家で30アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の4割を越えているため。令和4年6月27日、安中市農業委員会会長、丸山征二。ご審議のほどよろしく願います。

議 長

説明が終わりました。

質問等がありましたら願います。よろしいですか。

委 員

なし。

議 長

なければ質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員

挙手全員。

議 長

挙手全員であります。

よって、議案第7号、農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積の設定については原案のとおり決定しました。

以上で議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして令和4年第7回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。

時に午後 3時15分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和4年6月27日

安中市農業委員会会長

4番委員

13番委員